

議案第12号

阿見町国民健康保険条例の一部改正について

阿見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月28日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町国民健康保険条例の一部を改正する条例

阿見町国民健康保険条例(昭和34年阿見町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「40万8千円」を「48万8千円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の出産に係る阿見町国民健康保険条例の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

阿見町国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万8千円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として48万8千円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	

議案第 12 号説明資料

【条例改正の概要】

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、阿見町国民健康保険条例においても所要の改正を行うもの。

【主な改正点】

国民健康保険の被保険者の出産において、出産育児一時金として 40 万 8 千円を支給しているが、令和 5 年 4 月 1 日以降の出産については支給額を 8 万円引き上げ、48 万 8 千円とする。